

令和7年5月30日付け県公報第625号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し終了したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 測量機関

浜松市

2 作業の種類

公共測量（基準点測量）

3 作業期間

変更前 令和7年5月12日から令和7年7月31日まで

変更後 令和7年5月12日から令和7年7月9日まで

4 作業地域

浜松市中央区東伊場地内